

◆ 普段の備え編

1 いざという時のために

何よりも普段から地域住民が意識し、意図的な見守り体制を作ることが求められます。

普段から組織的に地域で動くことができるよう、話し合っておく必要があります。特に、旗振り役となるリーダーを決めておかないと、いざという時に動くことができません。普段から搜索訓練を行っておくことで、より具体的に動くことができるようになります。

そのためには、自治会の会合など、地域住民が集まる機会などがあれば、事前に福祉関係者※²などに声をかけ、相談してみましよう。

搜索訓練の実施と同時に認知症サポーター養成講座などの勉強会を行うとより効果的です。訓練を実施することで、その地区で行方不明者が発生した場合の搜索体制の必要性が実感でき、その後の対策を地域で話し合うきっかけにもなります。また、地域の見守り体制などの話し合いにもつながります。

認知症への理解が進み、認知症の方やその家族が地域の方々に常に状況を伝えることができる環境を整え、支え合う地域づくりができることが理想です。

2 搜索のためのフローチャートの作成

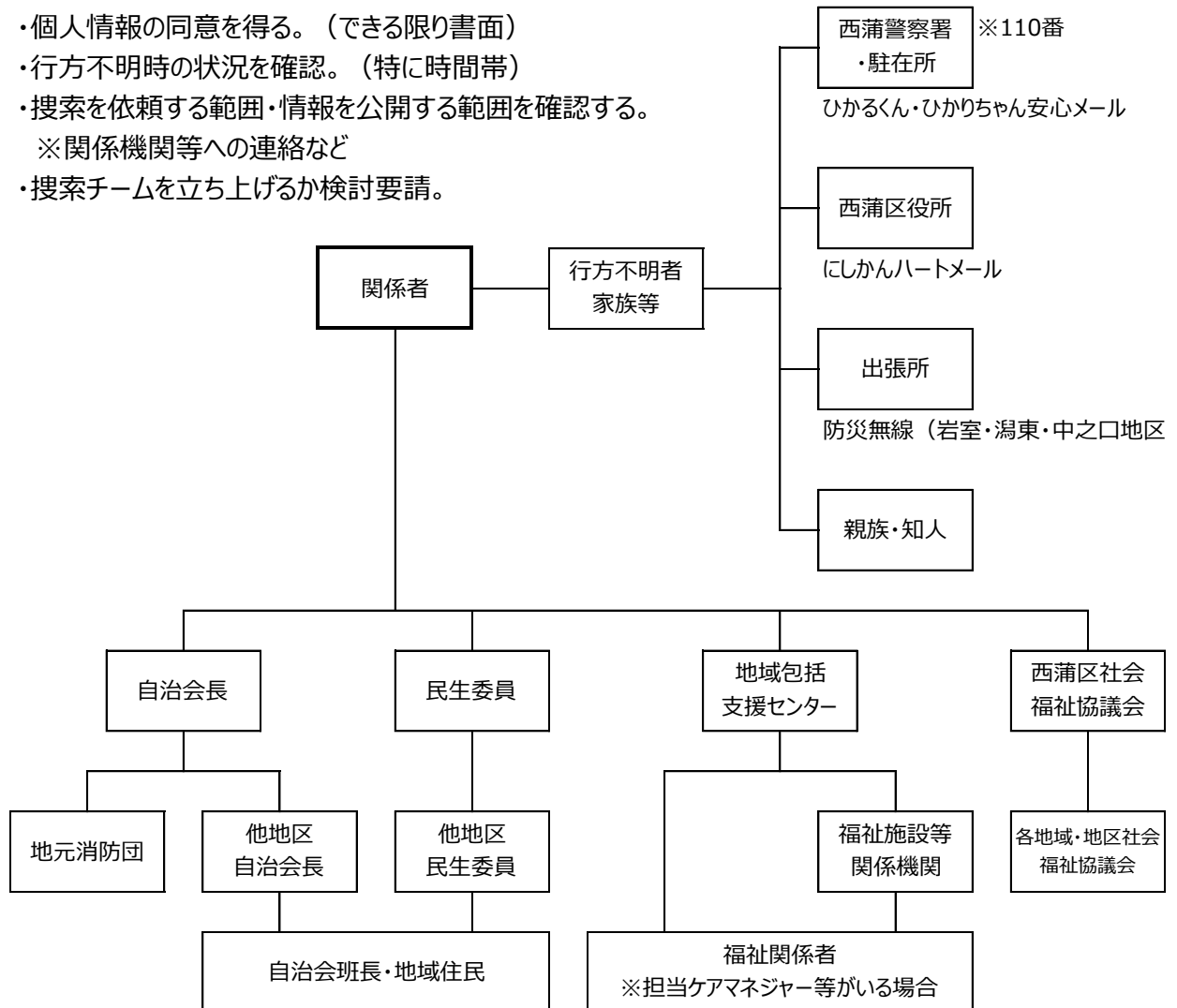
各地域によって状況が変わるため、自治会単位、コミ協単位など、あらかじめ地域で相談し、マニュアルや別添【様式6】行方不明者発生時フローチャート(例6)参照などを整え、実働可能な状態にしておく必要があります。そのため、日頃からその存在を地域の方へ周知しておく必要があります。

(例6)【様式6】行方不明者発生時フローチャート

行方不明者家族等はどこに一番最初に相談するかわかりません。
一番最初に相談された機関が「関係者」になります。

【関係者】

- ・聞き取りシートを活用し、できるかぎり行方不明者の情報を得る。
- ・個人情報の同意を得る。(できる限り書面)
- ・行方不明時の状況を確認。(特に時間帯)
- ・捜索を依頼する範囲・情報を公開する範囲を確認する。
※関係機関等への連絡など
- ・捜索チームを立ち上げるか検討要請。



- ★ 消防署は、火災などの緊急出動に備える必要があるため、通常の見回り業務などの中で可能な範囲で捜索協力。
- ★ 地元消防団は、可能な範囲で集まり、捜査に協力します。

※1 正しくは民生委員・児童委員ですが、わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所 (健康福祉課)、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。